

「女性活躍推進法」行動計画

新潟交通株式会社

当社は、職業生活における女性の活躍を推進し、全ての社員がいきいきと働くことができる企業となるため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間： 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を10%以上にする

<取組内容>

令和8年4月～

- (1) 女性社員のキャリア意識向上に向けた取組み
 - i. 女性社員に対して働き方に関するヒアリングを定期的を実施
 - ii. 長期休業(育児/介護)を取得する社員に対して体系的なフォローを実施
- (2) 女性社員の定着に向けた取組み
 - i. 休憩施設の改修など、女性社員が働きやすい環境を順次整備
 - ii. 長期休業後の柔軟な働き方を支援する制度の拡充

目標2：男女とも育児休業取得率を60%以上とする

<取組内容>

令和8年4月～

- (1) 制度周知のための取組み
 - i. 当社独自の育児休業取得促進用ハンドブックを拡充
 - ii. 休業取得対象者に対するフォロー体制の強化
- (2) 休みやすい環境づくりのための取組み
 - i. 所属長を通じた対象者への積極的な働きかけ
 - ii. 時間あたりの生産性を重視した人事考課の徹底および啓発